課審４－198
課個２－24
平成 20 年 11 月 6 日

厚生労働省医政局総務課長
深田　修　殿

国税庁課税部審理室長
大久保　修

産科医療補償制度に基づき支払われる補償金の所得税法上の取扱いについて（平成 20 年 11 月４日付医政総発第 1104001 号照会に対する回答）

標題のことについては、御照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。

ただし、次のことを申し添えます。

（１）この文書回答は、御照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答ですので、個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。

（２）この回答内容は国税庁としての見解であり、個々の納税者の申告内容等を拘束するものではありません。